みんなちがって みんないい

障害のある人を理解するためのガイドブック

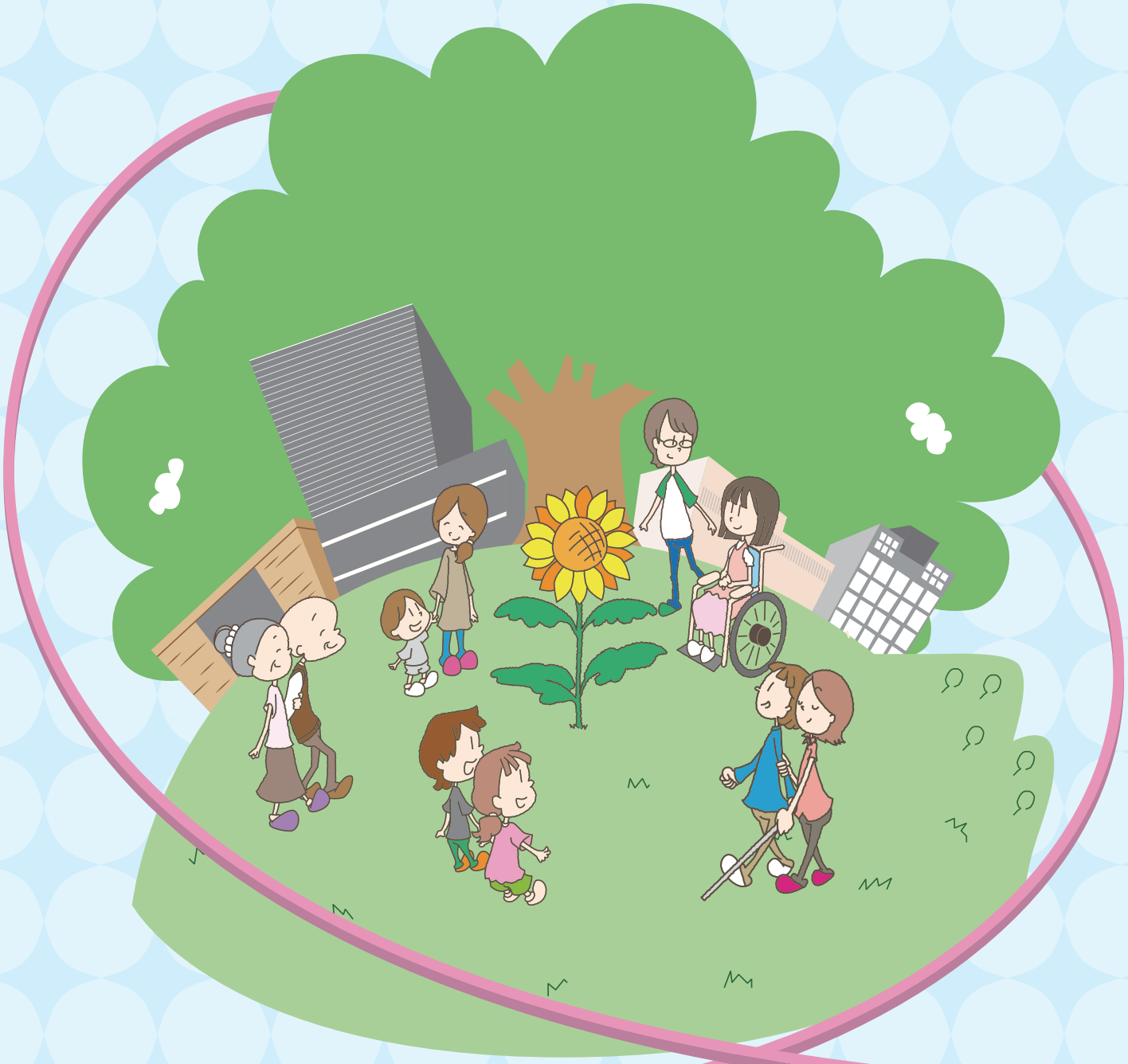

八王子市

はじめに

八王子市では、平成24年４月１日から「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」（障害者差別禁止条例）を施行し、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせるまちの実現を目指しています。

また、平成28年４月１日から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行され、障害者の権利擁護に関する取組は、全国的な広がりを見せています。

近年、法律や制度の改正により、障害者を取り巻く環境は大きく進展してきましたが、未だに誤解や偏見による不利益な扱いや配慮の不足により、日常生活の様々な場面で障害者が不自由を感じている実態があります。

このガイドブックを通じて市民の皆さんに各障害の特徴、障害者が必要としている支援や適切な接し方などについて知っていただくとともに、社会全体に障害者を支える意識が広がり、合理的な配慮（※33ページを参照）などによる社会的障壁の除去に努めるきっかけとなれば幸いです。

目次

1 障害者マーク紹介

3ページ

2 障害の内容や特徴

身体障害

- 視覚障害 6ページ
- 聴覚障害 9ページ
- 肢体不自由 11ページ
- 内部障害 13ページ

知的障害

- 知的障害 16ページ

精神障害

- 精神障害 19ページ
- 高次脳機能障害 23ページ

発達障害

- 発達障害 25ページ

難病

- 難病 29ページ

3 「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」

（平成24年4月施行）

32ページ

4 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

（平成24年10月施行）

37ページ

資料（条例文） 39ページ

障害者虐待・差別に関する相談先 50ページ

障害者マーク紹介

国際シンボルマーク

車椅子を利用する障害者だけでなく、全ての障害者を対象として、障害者が利用できる建築物、施設、公共輸送機関であることを明確に示す世界共通の国際マークです。

他のマーク

- 聞こえが不自由であることを示す国内で使用されているマーク

- 視覚障害のある人を示す国際マーク

- 身体内部に障害がある人を示すマーク（ハート・プラスマーク）

- 人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを示すマーク

身体障害者補助犬の同伴を啓発するマーク

援助や配慮を必要としている人を示すマーク（ヘルプマーク）

次の2点のマークを付けた車に対して、危険防止のためやむを得ない場合を除き、無理に幅寄せや割り込みなどをすることは禁止されています。

身体障害者標識

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。マークの表示については、努力義務となっています。

聴覚障害者標識

聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。マークの表示については、義務となっています。

ヘルプカードについて

〔ヘルプカード表面〕

〔ヘルプカード裏面〕

障害のある方などが、周囲に障害への理解や援助を求めやすくするため、緊急連絡先や必要な支援の内容などを記載したカードです。

特に聴覚障害者や難病患者、知的障害者など一見しただけでは障害があると分からない方が、援助を求める際に有効です。

このカードを示された場合には、書かれている内容に沿った援助をお願いします。

（ヘルプカード及びガイドラインの配布場所）

八王子市役所障害者福祉課及び各事務所

八王子市「思いやり駐車スペース」について

歩行に制限を受ける内部障害のある方、妊娠中の方、乳児を連れている方、高齢の方、一時的にケガをされている方などを対象に、公共施設の駐車場をできる限り優先的に利用していただく取組です。市民の方々がより安全で安心して公共施設を利用できるよう、皆さんの「思いやり」に根ざした駐車スペースの確保を進めています。

視覚障害

視覚障害ってどんな障害？

視覚障害と言われる人には「全く見えない人」、「ほんの少しだけ見える人」がいます。

ひとことで視覚障害と言っても、さまざまな見え方があります。全く見えない、文字がぼやけて読めない、物が半分しか見えない、望遠鏡を通しているようにしか見えないなどです。

このようなことから、文字を読むことができても、歩いているときに障害物にぶつかったり、つまずいてしまう方や、障害物を避けてぶつからずに歩くことはできても、文字は読めない方もいます。

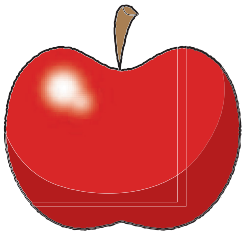

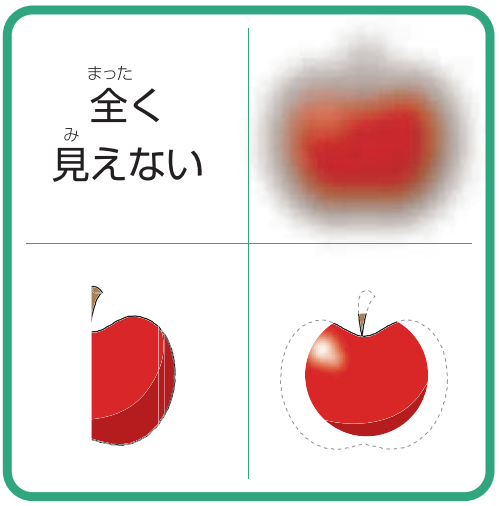

接し方

- 説明をするときは、「そこに」ではなく、「あなたの右に」などと具体的に伝えてください。また、障害のある方の向きを中心に説明してください。
- 困っている人を見かけたときは、「お手伝いすることはありますか?」と声をかけてください。
- 誘導をするときは、いきなりからだに触れたりせず、まずどのように誘導したほうがよいか聞いてください。誘導の受け方は人によって違います。基本的には誘導者が前に立ち、腕や肩につかまってもらい、歩く速度は障害者の方に合わせます。
- 駅のホームやバス停では、乗り物が到着したら「乗りますか?」と確認をして、誘導するようにしてください。
- お店では、視覚障害のある人に商品の説明や値段をよりわかりやすく伝えるなどの配慮をしてください。

白杖は視覚障害者が歩行する時に使う道具です。地面に杖の先端を触れさせながら歩くことで、障害物や段差、路面の変化を知らせてくれるだけでなく、車の運転手、自転車・歩行者などに視覚障害者であることを知らせ注意喚起を行います。

盲導犬について

盲導犬は視覚障害者の先導役として、障害者の危険を察知したりする重要な役割を担います。仕事中は、トイレも食事もせずに付き添っていますので、むやみに触ったり、食べ物を与えたりしてはいけません。公共施設、デパート、飲食店などには、盲導犬の受け入れが義務付けられています。

誘導ブロックに物を置かないでください。

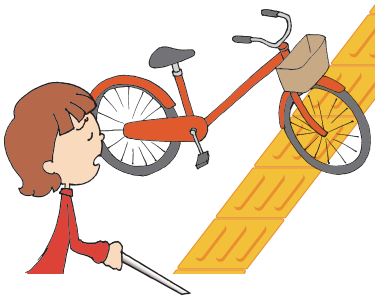

誘導ブロック（点字ブロック）は、交差点の位置を示したり、行先を誘導してくれる重要な道しるべです。自転車や植木鉢を置いたりすると非常に危険です。気がついたら、誘導ブロックの外に置きなおしましょう。

視覚障害者とインターネット

視覚障害者の情報取得にはインターネットが有効です。画面拡大ソフト、画面音声化ソフト、画面点字化ソフトなどによってパソコンを利用しますので、視覚障害者が読みやすいようなホームページ作りが望まれます。具体的には、写真やイラストなどの画像に説明文をつけるといった配慮が必要です。

聴覚障害

聴覚障害ってどんな障害？

「聞こえない」、「聞こえにくい」という障害で、外見だけでは判断しづらいため、周囲に気づいてもらえないことが多くあります。

補聴器を使っていても、音の有無はわかるが話し声の内容がわからない人、話している内容が大抵わかる人など様々です。

音の情報が入りにくいため周りの状況を知ることができず、緊急時に判断したり行動するための情報が不足したり、日常でも相手の言っていることが聞こえず言いたいことを伝えられない、コミュニケーションがとりづらいなど、さまざまな生活の不自由さがあります。

コミュニケーションしましょう！

まず相手の視界に入って合図するか、近づいて肩をたたきましょう。

- 身振り…手の動きや顔の表情を表現して伝えます。

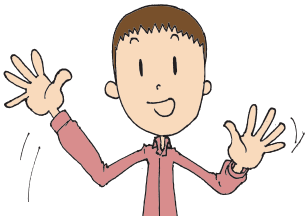

金額表示や掲示板など、指さしで目を向けてもらいます。

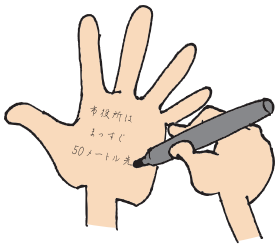

- 筆談…紙や手のひらに文字などを書いて伝えます。
- 空書…空中に文字を書いて伝えます。
- 口話…唇を見やすいように相手に顔を向けて、口を大きく開けてゆっくりと話します。

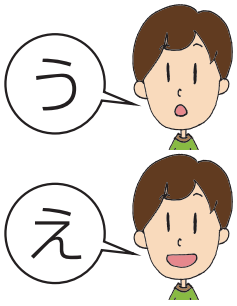

- 手話…手の指だけでなく、体、目の動き、顔の表情などを使って話をするものです。
- 指文字…50音を指の形にあらわしたものです。物や人の名前をあらわすときなどに使います。

その他にも携帯電話画面への文字入力、FAX、インターネットなどの機器を使ってコミュニケーションをとっています。

※障害者基本法では、手話も言語に含まれます。

コミュニケーションしやすい雰囲気づくり

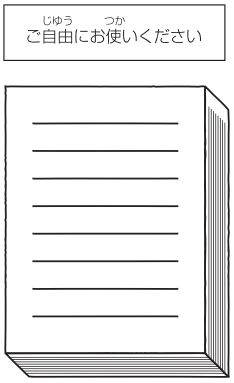

ホワイトボードやメモ用紙を活用しましょう。

お互いの歩み寄りや声かけ、これは聴覚障害者に限らず意外に誰でも勇気のいることで、とても緊張します。そこで、お店の受付に「ご自由にお使いください」と書いて、ホワイトボードやメモ用紙を備えてみましょう。聴覚に障害がある方と簡単にコミュニケーションをとることができます。

「手話講習会」について

八王子市では、手話を覚えたり、手話通訳のボランティアを目指す方のための手話講習会を開催しています。毎年4月の広報「はちおうじ」で受講者を募集します。詳しくは、障害者福祉課へお問い合わせください。

肢体不自由

肢体不自由ってどんな障害？

肢体不自由とは、手や足などのからだの一部、または全部に障害があることを言います。

症状や原因もいろいろあり、生まれたときからの人、大人になってから事故などでなる人、病気の後遺症でなる人など様々です。

特に脳性まひの人は、本人の意思に反して手足が動いてしまうという特徴があります。言語障害がある場合は、意思の伝達が困難なことから、知的なハンデもあると誤解されることもあります。

身体に障害がある方の多くは、社会生活を送るうえで多くの不便があるため、さまざまな面での支援が必要となります。

接し方

- 困っている姿を見かけたら声をかけ、本人の意思を確認してから手助けをお願いします。
- 歩道に自転車を置いたり、通路に物を置いたりしないでください。また、車椅子の方が通れるスペースの確保をお願いします。

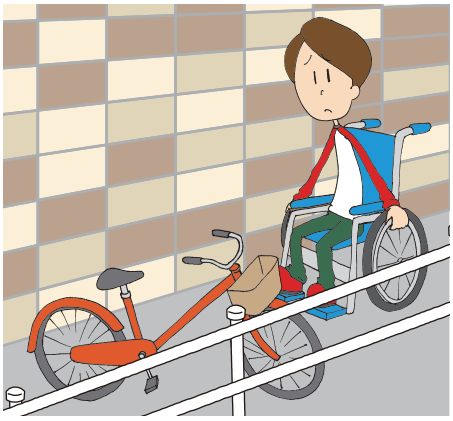

- 車椅子の方に話しかけるときは、腰をかがめて同じ目線で話すようにしてください。

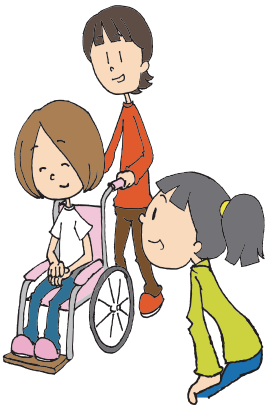

- 介助者が一緒にいても、必ず本人の意思を確認してください。介助者への確認だけでは、本人の意に沿った支援ができないばかりか、本人を無視することにもなりかねません。

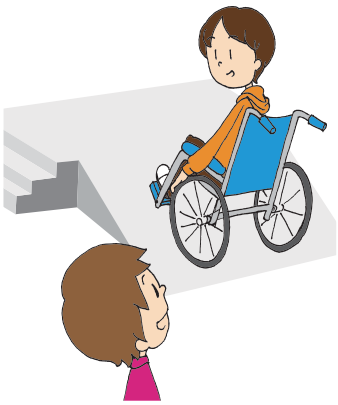

- 扉の開閉時や急な坂道、段差などでは車椅子を押すなど、手助けをお願いします。
- 言語障害により、日常のコミュニケーションを取ることが困難な場合がありますので、わかりやすい内容で、ゆっくりと一つずつ確認をとりながら説明をお願いします。
- 買い物などの際にいろいろなものをとったり、運んだりすることができない場合がありますので、手助けをお願いします。

内部障害

内部障害ってどんな障害？

内部障害とは、からだの内部に障害があることで、主に「心臓機能障害」、「腎臓機能障害」、「ぼうこう・直腸機能障害」、「ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障害」、他に「肝臓機能障害」、「呼吸器機能障害」、「小腸機能障害」があります。

内部障害者の共通の悩みとして、外見からは障害があることがわかりづらく、そのため、周囲からの理解が得られにくいなど、ストレスを受けやすい状況があります。

1. 心臓機能障害

全身に必要な血液を送る役割をはたす心臓の機能が、病気により低下（不規則になる）してしまう状態です。脈拍を正常に調整するため、胸部やおなかにペースメーカーという医療器具を埋め込んでいる人もいます。

人混みや電車の中での携帯電話の使用は、一部のペースメーカーに誤作動を生じさせる恐れがあり大変危険です。マナーモードではなく必ず電源を切るようにして、人混みは避けて使用してください。

2. 腎臓機能障害

いろいろな病気により腎臓の働きが悪くなり、からだに有害な老廃物や水分を排泄できなくなり、不必要な物質が体内に蓄積される状態です。不要物を取り除く人工透析治療を定期的に受ける必要があります。

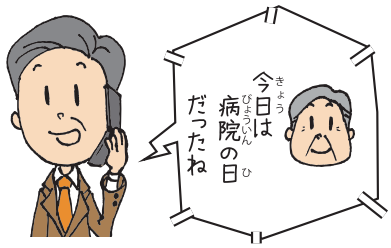

職場では、人工透析のための定期的な通院への理解と配慮が必要とされます。

3. ぼうこう・直腸機能障害

尿をためる膀胱や便をためる直腸が機能低下または機能を喪失している状態です。排泄物を体外に排泄するための人工肛門・人工膀胱を付けている人もいて、これらの人たちをオストメイトと呼ぶことがあります。

職場では、腹圧が過度にかかったりトイレに長時間行けない環境など、職種により調整が必要な場合もありますので理解と配慮が必要とされます。

4.ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障害

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）という病原体により、からだをいろいろな病気から守る免疫機能が低下し、さまざまな感染症が起こりやすくなったり、脳や神経の障害を患ったりします。

早期発見による適切な治療を行うことでウイルスの活動を遅らせたり、症状を軽くすることができます。

HIVについては、いわれのない偏見や差別が大きな問題となっています。

感染力が弱く、一般に普通の社会生活をおくっている分には感染しません。

知的障害

知的障害ってどんな障害？

読み書き計算といった知的機能に困難があって、社会生活にうまく適応できない場合で、発達期（おおむね 18 歳まで）に生じたものをいい、けがや老齢化によって知的機能が低下したり適応行動ができない場合とは区別されます。

知的障害のある方の多くは、言葉をうまく使うことができなかったり、ものごとの理解がゆっくりとしていたりするので、次のような特徴があります。

特徴

※これらはあくまでも一例です

- 複雑な会話や抽象的なことがらを理解することが苦手です。
- 読み書き計算が苦手です。
- 考えることに時間がかかったり、状況を判断して予想することが苦手です。
- 自分の考えや気持ちを伝えるのが苦手です。

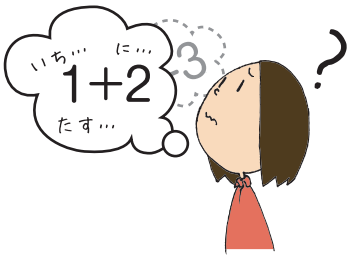

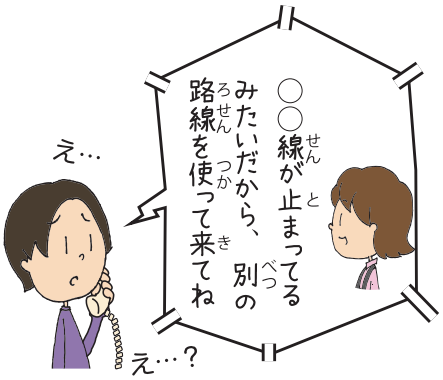

接し方

- 言葉だけでなく、目で見たものは理解しやすいので、絵や写真など、実物のイメージが分かるものを見せて伝えるようにしてください。

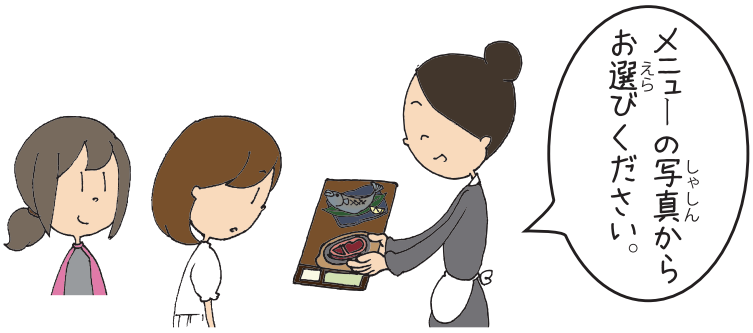

- 話しかけるときはゆっくり穏やかに、短く、具体的に話すようにしてください。

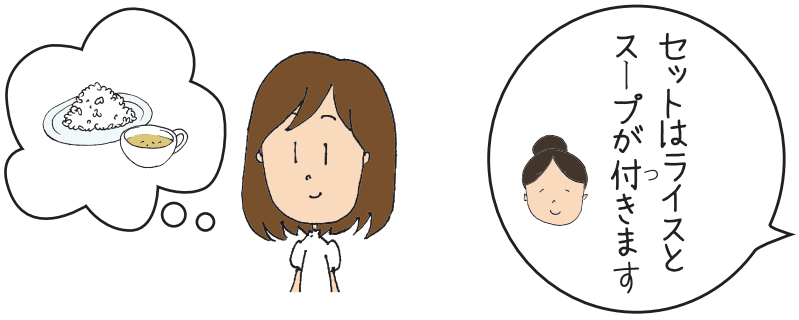

- 答えやすいような聞き方をするようにしてください。

例:「どうする?」→「やりたい？ やりたくない？」

- 場合によってはそっと見守ることも大切です。

- 特別扱いをせず、年齢に応じた接し方をしてください。

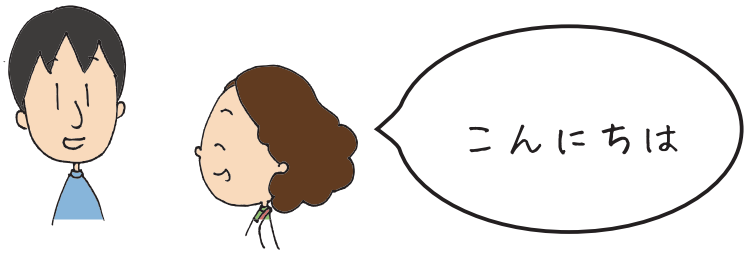

- 介助者が一緒にいても、必ず本人の意思を確認してください。

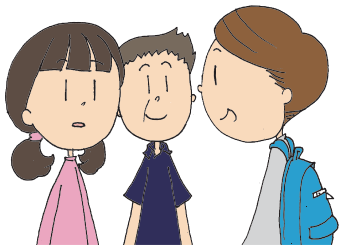

- 近所やお店の人は、積極的に声をかけるようにお願いします。

- 話し合いの中では、発言しやすいように配慮しましょう。

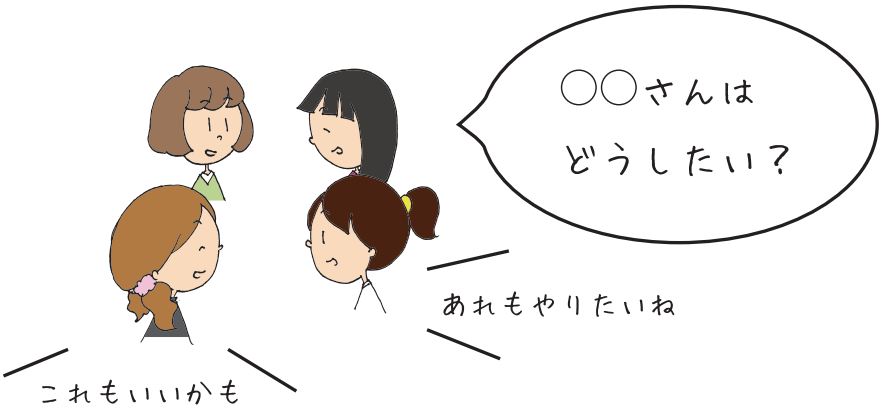

精神障害

精神障害ってどんな障害？

「統合失調症」や「うつ病」などの精神の病気のため、継続的に日常生活や社会生活に制限がある状態です。病状が深刻になると、判断能力や行動のコントロールが著しく低下することがあります。

精神の病気は、誰でもなりうるものです。多くの場合、服薬治療やリハビリテーションで症状が安定し回復に向かいますが、治ったようでも症状が残ったり、再発したりすることもあります。

また、精神の病気は早期治療が大切ですが、誤解や偏見が周囲への相談や精神科受診の妨げとなっていることもあります。

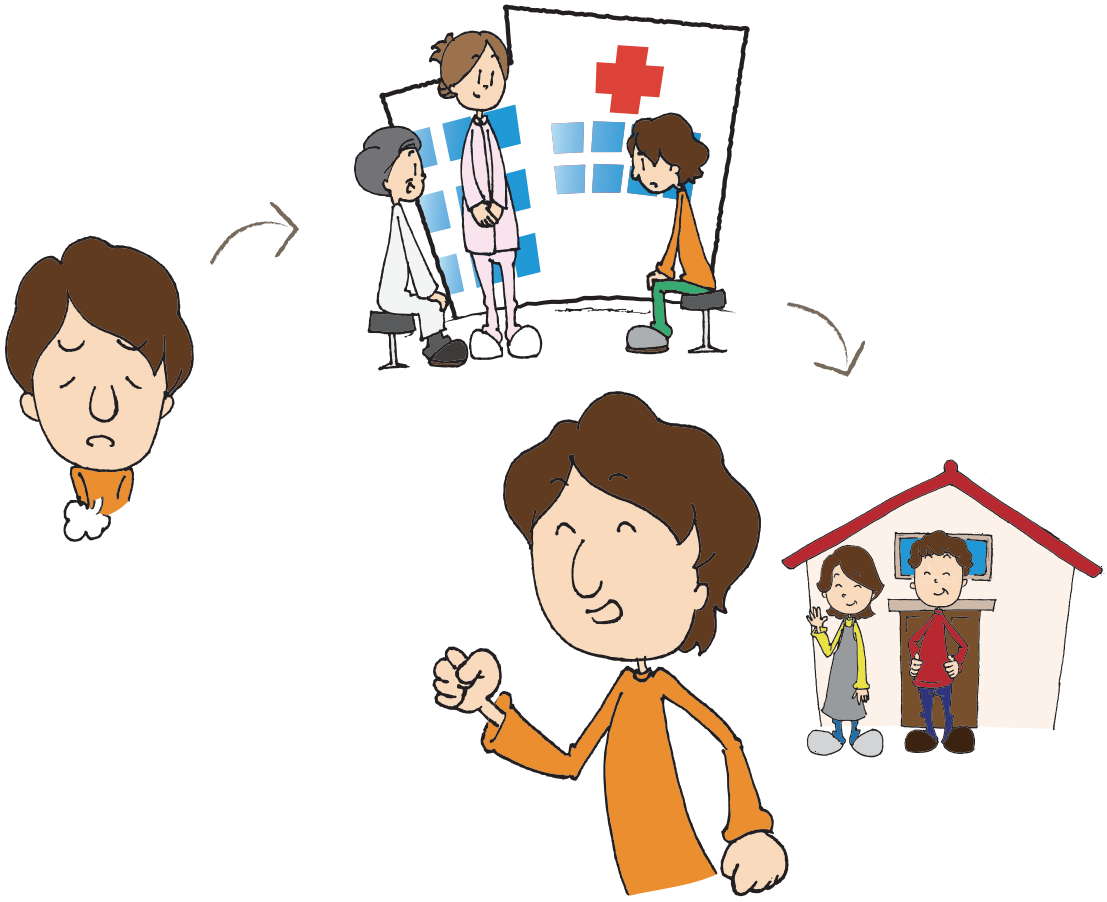

統合失調症の症状・特徴

統合失調症は、何らかの原因で感情や思考をまとめる脳の機能が低下している状態をいいます。そのため、例えば「幻覚」（実際にはない声や音などが聞こえてくる「幻聴」や、実際にはないものが見える「幻視」など）や、「妄想」の症状等があらわれることがあります。本人はそれらに反応し、周りの人からはひとりでぶつぶつ言っているようにうつることがありますが、本人はとても不安で、つらい思いをしていることが多いのです。

例えば…

- 現実的な判断や目標が立てにくい
- 他人に頼めない、断れない
- 集中力や忍耐力の低下
- 常に緊張し、リラックスすることが苦手
- 神経が繊細でストレスに弱い
- 疲れやすく調子のムラが目立つ
- 孤立しがち、ひきこもりがち

※これらの症状には個人差があります。

うつ病の症状・特徴

うつ病は「精神的ストレスや身体的ストレスが重なるなど、様々な理由から脳の機能障害が起きている状態」です。それによって憂鬱な気分や意欲（食欲、睡眠欲など）の低下、さまざまな身体的症状等が現れることもあります。治療をしないと長期にわたり症状が続き、学校や仕事だけでなく、日常生活を送ることもできなくなってしまいます。

例えば…

- 抑うつ状態
- 急激な食欲の増減
- 思考力・集中力の低下
- 不眠・昼夜逆転または睡眠過多
- 死についての反復思考
- 興味や喜びの喪失
- 自分に価値がないと感じたり、責めたりしてしまう
- 絶望感を感じることがある
- 体の動きがにぶい・口数が減る
- 疲れやすさや気力の減退

※これらの症状には個人差があります。

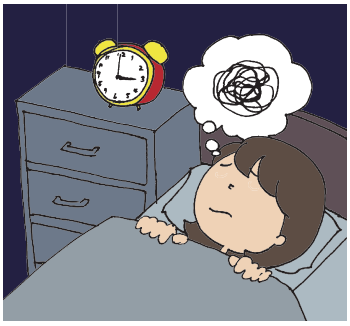

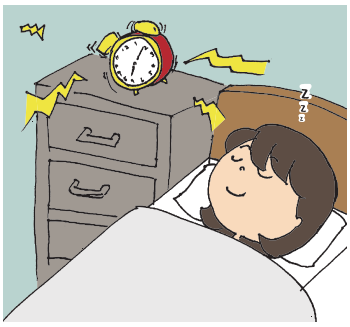

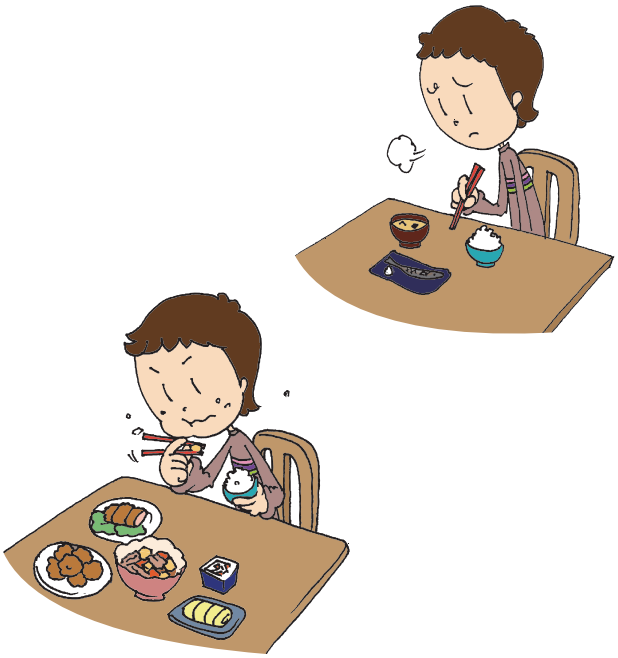

接し方

精神障害のある人と接するときには、自然体で接することが望ましいです。良かれと思って励ましたりすると、逆効果になることもあります。

また、個人の価値観や考え方を尊重し、病気を正しく理解することが、精神障害者が地域社会で暮らしていくための支えとなります。

その他の主な病気

- 双極性障害（そううつ病）
- パニック障害
- 強迫性障害
- 依存症（アルコール・ギャンブル・買い物・薬物等）
- 境界性人格障害

高次脳機能障害

高次脳機能障害ってどんな障害？

高次脳機能障害とは、交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が損傷を受けたため、その損傷部位に応じて、言語や記憶、思考、空間をとらえる能力などの脳機能に障害が起きた状態を言います。症状の現れ方に個人差が大きく、一見しただけでは障害があることがわかりにくいため、本人が気づきにくいこともあり、周囲の理解を得るのが難しいという特徴があります。思いがけない病気や事故による障害のため、本人や家族にとって以前との違いを理解し受け止めるのに時間がかかります。また、本人は日常生活や対人関係、仕事などがうまくいかずに自信をなくし、混乱や不安の中にいることがあります。

障害は何年もかけてゆっくりと回復し、状況によっては職業生活に挑戦することもできます。人それぞれ違う障害の特徴を周囲が理解し、あせらずにリハビリが行えるようにサポートする必要があります。

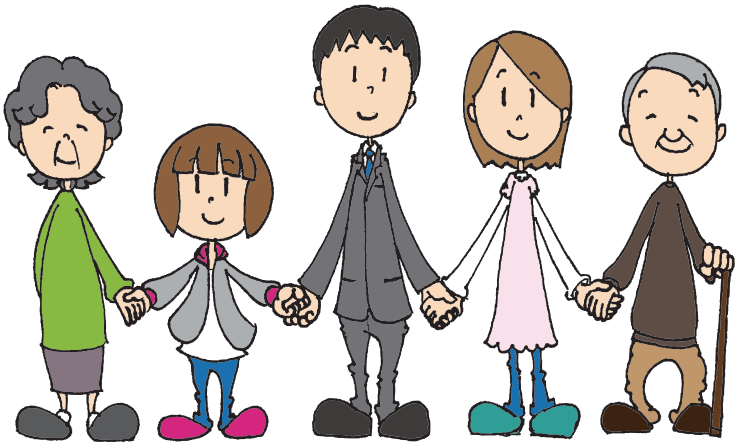

特徴

※これらはあくまでも一例です

- 人の話を理解しにくい、言葉が出にくい、文字の読み書きが苦手

- 新しい出来事を覚えにくい
- 段取りよくものごとを進めることが苦手で、複数のことを同時に行うことが難しい

- 目では見えているが、片側の空間を見落としてしまう
- 感情のコントロールがしにくい
- 気が散りやすく、集中力を持続させることが苦手

接し方

- ゆっくり、わかりやすく、具体的に話すようにお願いします。
- 情報はメモに書いて渡し、絵や写真、図などを使って伝えると分かりやすいです。
- 何か頼むときは、一つずつお願いするようにしてください。
- 疲労やイライラする様子が見られたら、気分転換してもらいましょう。

発達障害

発達障害ってどんな障害？

発達障害には、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害（PDD）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などがあり、これらをまとめて表す障害名です。育て方や家庭環境が原因ではなく、生まれつき脳の働きに障害があると考えられていますが、詳しい原因は分かっていません。また、発達障害は多様であり、周りの人たちから誤解を受けることも多くあります。発達障害の人は、そのことによって自信をなくしたり、ひきこもったり、様々な生活上の問題を抱え、自分でも生きにくさを感じつつ生活している場合がありますので、周囲の理解と適切な支援が必要です。

1. 自閉症

自分の殻に閉じこもった状態をいうのではありません。「内向的な性格」や「心の病気」でもありません。自閉症は脳の情報処理がうまくできない、生まれながらの障害です。一般的に幼少期までに明らかになる一種の発達障害で、原因もまだ分かっていません。自閉症の人は、コミュニケーションをとることが苦手なため周りから「おかしな人」、「わがままな人」と誤解されたり、人づきあいがうまくいかないなど、社会生活を送る上で様々な困難が生じます。また、こだわりが強く見られる場合があります。

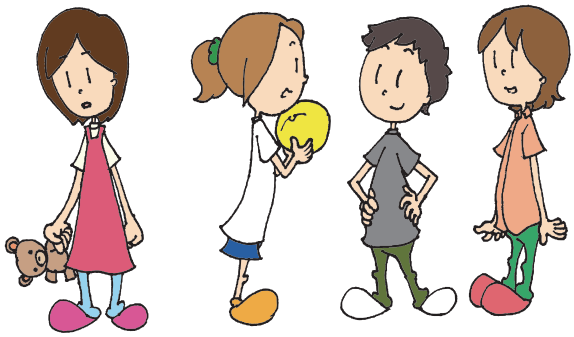

2. アスペルガー症候群

社会的なルールに従って行動をとることが苦手で周囲から誤解を受けやすい、言葉の表面上の意味にとらわれやすく、本当に伝えたい内容を読み誤る、また、突然の予定変更でパニックになる、といった特徴があります。

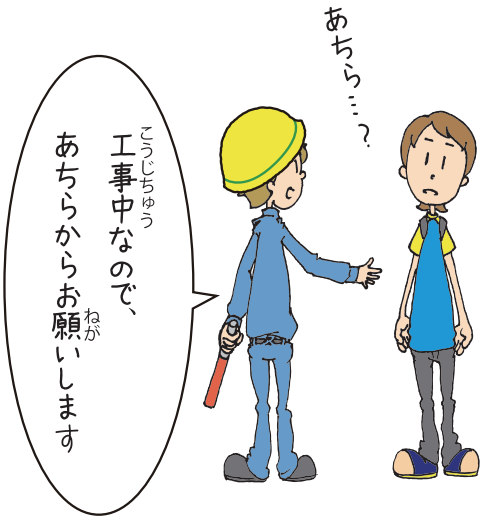

3. 学習障害（LD）

知的な遅れがなく、視覚や聴覚に障害がないにもかかわらず、聞く・話す・書く・計算するといった能力のうち特定のものの習得に困難を示します。

4. 注意欠陥・多動性障害（AD/HD）

不注意、多動性、衝動性の３つを大きな特徴としています。教室では落ち着いて席に座っていられず、授業に関係ない外からの声や音に気を奪われ、行動に移します。

接し方

- わかりやすく具体的に話しましょう。　例：「もうちょっと」⇒「あと5分」
- 何かを説明する時には、言葉だけでなく、絵や写真など実物のイメージが分かるものを見せて伝えましょう。
- 新しい予定や予定の変更に対応が難しい人がいます。本人がわかるように具体的に説明しましょう。
- 一度に複数の事を扱うことが難しい人がいます。一つずつ順を追って簡潔に話をしましょう。
- 学習障害（LD）などの発達障害がある場合は、困難なことを補う方法を一緒に考えましょう。

難病

難病ってどんな疾病？

難病とは、医学的に明確に定義された病気の名称ではありません。「不治の病」に対して社会通念として用いられてきた言葉です。症例数が少ないものもあり、原因不明で根本的な治療は今のところありません。誰でもかかる可能性のある病気です。

症状や病態に個人差があり、同じ疾病でも、重篤で全面介助の生活を送っている人もいれば、ほとんど問題なく日常生活を送っている人まで様々です。

外見からは障害があることがわかりにくく、社会の理解が得られず、就学・就業など社会生活への参加が進みにくい状態にあります。

※平成25年４月から障害者総合支援法が施行され「障害者」の範囲に国が指定する130（平成28年10月１日現在では332）の難病等が新たに加わり、難病等の方も障害福祉サービスを受けられるようになりました。障害者総合支援法の対象となる難病等については、厚生労働省のホームページ等で確認できます。

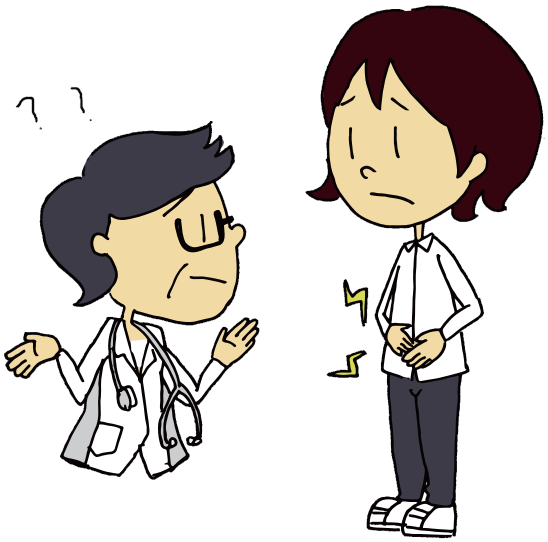

疾病の種類

疾病の種類は、血液系、免疫系、神経・筋・感覚系など多種多様で、各分野の専門医でなければ診断できない疾患も少なくありません。

血液系の疾患としては「再生不良性貧血」、免疫系としては「潰瘍性大腸炎」、神経・筋・感覚系では「パーキンソン病」などの病名が知られています。

難病の特徴

一日の中でも症状に変化がある、日によって変化が大きい等の特徴があります。進行性の症状がある疾病では、大きな周期で良くなったり悪化したりを繰り返すという難病特有の症状が見られます。

合併症のある方も多く、治療のために使用する薬の副作用により別の疾病を発症する、機能障害が数年かけて進行するなど、二次障害が問題となっています。

接し方

- 「言語障害」や「四肢麻痺」などの症状のために、会話や意思伝達が困難な場合があります。症状に合ったコミュニケーションをとるようにお願いします。
- 外見からは身体機能に障害がない疾病もあり、一見、健康な人と同じように生活している難病の人もいるので、その人に合った理解と配慮が必要とされます。
- 定期的に通院や服薬が必要な人がいます。職場や学校などで理解と配慮が必要とされます。
- 疲れやすい、重い物を持つ事が出来ない等疾病により特徴があります。無理のない仕事内容、生活支援など、その人に合った理解と配慮が必要とされます。
- 疾病によっては、皮膚など外見に症状がある人がいます。ほとんどの難病はうつる種類の疾病ではありません（遺伝や輸血等でうつるものも中にはありますが、一般的な生活をする中でうつることはありません。）。偏見や差別のないよう接してください。

障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例

条例の概要

八王子市では障害者に対する市民及び事業者の理解を深め、障害者への差別をなくすための取組を推進するため、市町村レベルでは日本初となる独自の条例を制定しました。市、市民及び事業者それぞれの責務を明らかにし、障害の有無を問わず、地域社会で共に支えあい、安心して暮らせるまちづくりを目指しています。

条例制定にあたっては、八王子市内で障害のある人の体験をもとにルールを策定することで、より地域の実情に合った柔軟な仕組をみんなで一緒に作っていけるようになればとの思いが込められています。

市と市民・事業者の責務

- 市の責務

  障害者理解の啓発など、障害者差別をなくすための施策を総合的かつ計画的に実施する。

- 市民・事業者の責務

  障害者に対する理解を深め、障害者に対する差別をなくすための市の施策に協力するように努める。

差別の禁止について

- 障害を理由とした差別、その他の権利利益を侵害する行為を禁止する。
- 障害がある人にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるようなことがらを除去できるよう「合理的な配慮」をする。

合理的な配慮とは？

障害のある人が障害のない人と同じことをするとき、周りの人が、障害のある人に合わせて、その状況に応じた変更や調整などを、お金や労力の負担がかかりすぎない範囲で行うこと。

[合理的な配慮の事例]

- バスや電車に乗っている時に事故等で乗り物が動かなくなってしまった時などに、今の情報を聴覚障害の人に筆談などで伝えたりすること。
- 医師が診断の結果を説明する時に、知的障害者がわかりやすい言葉で説明すること。

差別と思われる事例

肢体不自由

- 飲食店で、「金曜日は混むので車椅子の人はお断りします。」と言われた。
- 車椅子で電車に乗ろうとすると、周りの乗客が邪魔そうな顔をしたり、「他の車両に行け」などと言われる。
- 「どのようなご用件ですか?」「どこまで行きますか?」と障害者本人ではなく、介助者にだけ話しかける。

視覚障害

- アパートを借りようとしたときに、火の扱いが危ないと決めつけられて断られた。
- 身体障害者補助犬法で盲導犬の同伴での利用を断ってはいけない施設にもかかわらず、未だに断られることがある。
- 受験の際に点字での問題用紙や答案を希望したが、特別扱いはできないと断られた。

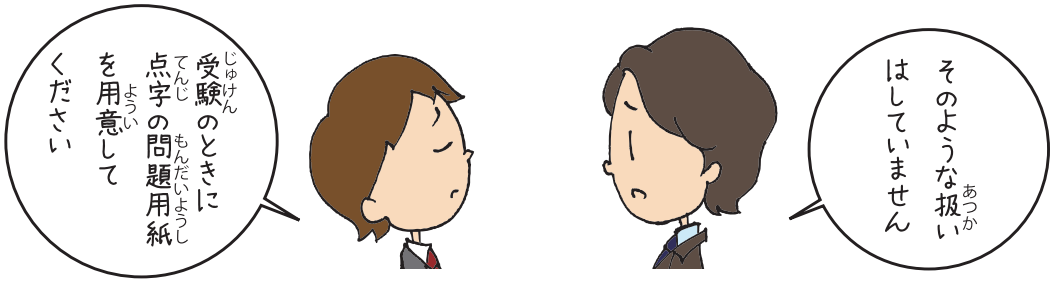

聴覚障害

- 病院で診察結果を知りたいと思い、医師に筆談でお願いしたが断られた。
- 就職の面接が口頭のみで行うと決められており、結果的に面接を受けることができなかった。
- カード発行の申請をしようとしたら、電話での本人確認ができないという理由で断られた。

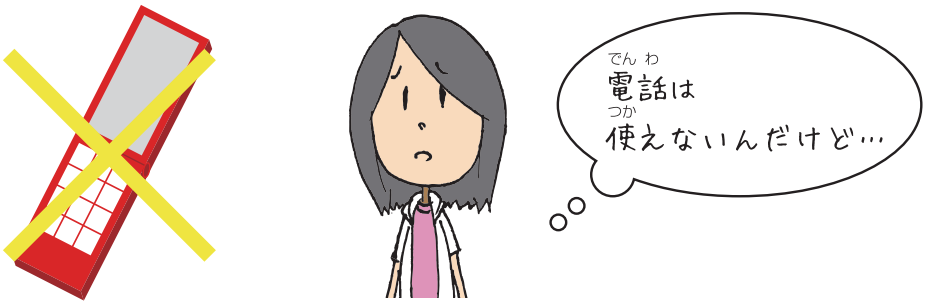

知的障害

- ルビがふっていなかったので、漢字が読めず馬鹿にされた。
- 切符を買うのを手伝ってもらいたかったが、面倒くさそうな顔をされたり、「自分でできないの?」などと言われた。
- 病院で、意思疎通ができないと決めつけられ、診療を断られた。

精神障害

- 精神障害者だと言うと、就職の面接を受けさせてもらえない。
- マンションを借りようとしたときに、「近所迷惑になる」などの理由で断られた。
- 家族から、「わがまま病だ」、「寝ているばかりなら出て行ってくれ」と言われる。

難病

- 難病を理由に会社を解雇された。
- うつる疾病ではないのに、誤解され、敬遠された。
- 難病を理由に行事等に参加させてもらえない。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

法律の概要

障害者の尊厳を守り、自立および社会参加を推進するために虐待を防止するとともに、予防と早期発見の取組を国や地方公共団体、国民などに求め、養護者（家族等）に対する支援措置を講じる等を定めた法律で、平成24年10月に施行されました。

何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国・地方公共団体の責務規定、虐待の早期発見を実現するために家庭や福祉施設、職場での虐待の発見者に法律上の通報義務等が規定されました。

● 養護者（家族等）による障害者虐待

市及び相談支援機関は虐待発見者からの通報を受け、調査等による事実確認、一時保護等の措置を実施します。

● 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

東京都は、監督権限等の適切な行使や措置等の公表により、虐待防止等の措置を実施します。

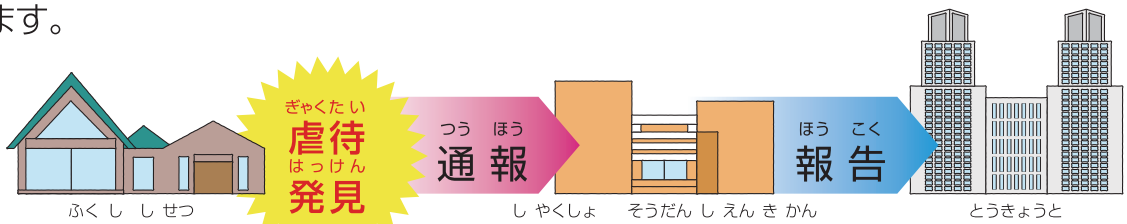

- 使用者による障害者虐待

労働局は、監督権限等の適切な行使や措置等の公表により、
虐待防止等の措置を実施します。

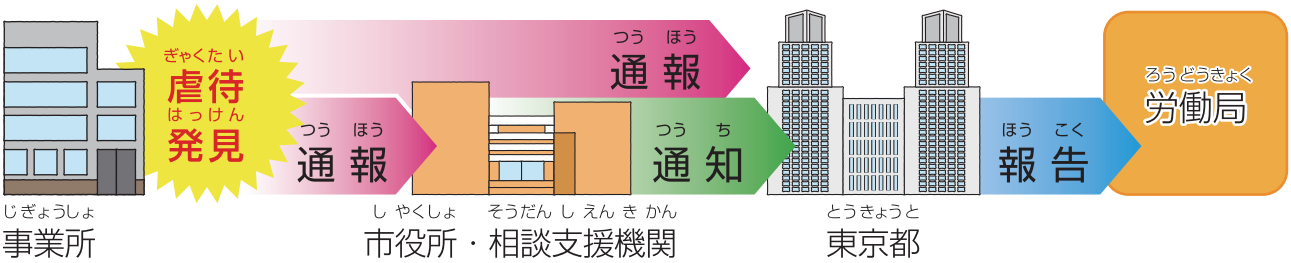

障害者虐待って?

- 身体的虐待

身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

- 性的虐待

わいせつな行為をすること。又は、わいせつな行為をさせること。

- 心理的虐待

著しい暴言、又は著しく拒絶的な対応、その他の著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

- 放棄･放任(ネグレクト)

衰弱させるような著しい減食、又は長時間の放置、その他必要な介助などを著しく怠ること。

- 経済的虐待

財産を不当に処分すること、その他不当に財産上の利益を得ること。

資料（条例文）

障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例

私たちのまち八王子は、全ての人が基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有するという認識に立ち、障害の有無にかかわらず、誰もが地域社会で共に支え合い、安心して暮らせるまちを目指し、障害のある人に対する福祉の向上のため、様々な施策を推進してきた。

しかしながら、依然として障害のある人は、障害に対する誤解や偏見により不利益な取扱いを受け、配慮不足により日常生活の様々な場面で不自由を感じている状況にある。

このような中、障害のある人もない人も、共に支え合い、安心して暮らせるまちの実現のため、市、市民、事業者など全ての者が連携し、障害のある人の生活を困難にしてきた心の壁、社会参加を困難にする物理的環境、社会的制度、情報の不足など、社会的障壁を取り除き、障害のある人に対するいかなる差別もなくす取組が私たちに求められている。

このため、私たちは、障害のある人が、障害のない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に安心して暮らせるまちの実現を目指し、この条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、障害者に対する市民及び事業者の理解を深め、障害者に対する差別をなくすための取組について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、当該取組に係る施策を総合的に推進し、もって市民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者　身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(2) 社会的障壁　障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(3) 差別　障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をいう。

（基本理念）

第３条　障害者に対する差別をなくすための取組は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提として行わなければならない。

２　障害者に対する差別をなくすための取組は、差別の多くが障害者に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、障害及び障害者に対する理解を広げる取組と一体のものとして行わなければならない。

３　障害者に対する差別をなくすための取組は、様々な立場の市民がそれぞれの立場を理解し、相互に協力して行わなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害及び障害者に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

２　市は、前項の差別をなくすための施策を実施するときは、障害者の性別、年齢及び障害の状態に十分配慮するものとする。

（市民等の責務）

第５条　市民及び事業者は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に対する理解を深め、市が実施する障害者に対する差別をなくすための施策に協力するよう努めなければならない。

（差別の禁止等）

第６条　何人も、障害者に対し、差別をしてはならない。

２　社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって障害者の権利利益を侵害することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

（合理的な配慮）

第７条　市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる場合には、前条第２項の規定の趣旨を踏まえ、障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(1) 不特定多数の者が利用する施設（公共交通機関を含む。）を提供するとき。

(2) 意思疎通を図るとき及び不特定多数の者に情報を提供するとき。

(3) 商品を販売し、又はサービスを提供するとき。

(4) 不動産の取引を行うとき。

(5) 労働者の募集、採用及び労働条件を決定するとき。

(6) 医療又はリハビリテーションを提供するとき。

(7) 教育を行うとき。

(8) 保育を行うとき。

(9) 療育を行うとき。

(10) その他社会的障壁となって、障害者に対し日常生活又は社会生活に相当な制限を与えているとき。

２　市民は、前項各号に掲げる場合には、前条第２項の規定の趣旨を踏まえ、障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするよう努めるものとする。

（市民等の理解の促進）

第８条　市は、市民及び事業者が障害及び障害者に対する理解を深めるよう、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

２　市長及び教育委員会は、児童及び生徒が障害及び障害者に対する理解を深めるための教育の重要性を認識し、その実施について相互に連携を図るものとする。

３　市は、障害者に対する支援を適切に行うため、全ての職員並びに指定管理者（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、公の施設の管理を行わせることができるものとして市長が指定する法人その他の団体をいう。）及び市外郭団体（市が出資又は出えんする団体で、市長が別に定めるものをいう。）が障害及び障害者についての知識を習得し、及び理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

４　事業者は、前条第１項の必要かつ合理的な配慮を行うため、従業員が障害及び障害者についての理解を深めるための研修を行うよう努めるものとする。

（移動手段の確保）

第９条　市は、障害者の社会参加を推進するため、障害者が必要とする移動の手段が確保できるよう、公共交通事業者その他の関係者の理解及び協力を得るよう努めるものとする。

（情報伝達）

第１０条　市は、障害者が自ら選択するコミュニケーション手段（字幕、手話通訳、要約筆記、音声解説等）を利用できるよう、コミュニケーション手段の普及啓発及び利用拡大の支援に努めるものとする。

（医療及びリハビリテーション）

第１１条　市は、地域で生活する障害者に必要な医療及びリハビリテーションが受けられるよう医療関係団体との調整に努めるものとする。

（教育）

第１２条　市は、障害者である児童及び生徒がその年齢及び能力に応じ、その特性を踏まえた教育を受けることができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（保育）

第１３条　市は、障害者である乳幼児及び児童が、その特性を踏まえた保育を受けることができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（療育）

第１４条　市は、障害者である子どもが、可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

（関係法令等との調和）

第１５条　市は、障害者に対する理解を広げ、差別をなくすための施策の推進に当たっては、障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号。以下「障害者差別解消法」という。）その他の関係法令との調和を図らなければならない。

（差別に関する相談、助言等）

第 16 条　障害者及びその関係者は、障害者本人に係る差別に該当すると思われる事案（以下「対象事案」という。）について、市に相談することができる。

２　市は、対象事案に関する相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 相談に応じ、関係者への事実の確認及び調査を行うこと。

(2) 相談に応じ、関係者に必要な助言及び情報提供を行うこと。

(3) 相談に係る関係者間の調整を行うこと。

(4) 関係行政機関への紹介を行うこと。

（相談員）

第１７条　市は、相談支援事業者（市から委託を受けて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第７７条第１項第３号に規定する事業を行う者をいう。）に、前条第２項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

（助言及びあっせんの申立て）

第１８条　障害者は、対象事案があるときは、市長に対し、対象事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うよう申し立てることができる。

２　障害者の保護者又は関係者は、当該障害者に代わり、前項の申立てをすることができる。ただし、当該障害者の意に反することが明らかであると認められるときは、することができない。

３　前２項の申立ては、その対象事案が次の各号のいずれかに該当する場合は、することができない。

(1) 行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）その他の法令により、審査請求その他の不服申立てをすることができる事案であって、行政庁の行う処分の取消し、撤廃又は変更を求めるものであるとき。

(2) 申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から３年を経過しているものであるとき（その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由がある場合を除く。）。

(3) 現に犯罪の捜査の対象となっているものであるとき。

（事実の調査）

第 19 条　市長は、前条第１項又は第２項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実について調査を行うことができる。この場合において、調査の対象となる者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

（助言又はあっせん）

第 20 条　市長は、第１８条第１項又は第２項の申立てがあったときは、調整委員会（第２３条第１項に規定する調整委員会をいう。以下この条において同じ。）に対し、助言又はあっせんを行うことの適否について諮問するものとする。

２　調整委員会は、前項の助言又はあっせんを行うことの適否を判断するために必要があると認めるときは、当該対象事案に係る障害者及び関係者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

３　市長は、調整委員会が助言又はあっせんを行うことが相当であると判断した場合には、差別をしたと認められる者に対し、助言又はあっせんを行う。

（勧告）

第 21 条　市長は、前条第３項の規定による助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせんを受け入れないときは、差別の解消に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

（公表）

第22条　市長は、前条の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

２　市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、市規則で定めるところにより、当該勧告を受けた事業者に対して、意見を述べる機会を与えなければならない。

（調整委員会）

第23条　障害者に対する差別をなくすための取組を効果的かつ円滑に行うため、市長の附属機関として、八王子市障害者の権利擁護に関する調整委員会（以下「調整委員会」という。）を置く。

２　調整委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 対象事案に係る申立てについての調査審議に関すること。

(2) 障害者差別解消法第１８条第１項及び第３項に規定する事務に関すること。

(3) 差別と思われる事案に係る協議及び当該事案に係る事実についての調査に関すること。

３　調整委員会は、委員２０人以内をもって組織する。

４　調整委員会の委員は、障害者差別解消法第１７条第２項各号に定める者及び障害者の権利の擁護に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

５　調整委員会の委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

６　調整委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

７　第１９条後段の規定は、第２項第３号の調査について準用する。

８　前各項に定めるもののほか、調整委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

（委任）

第 24 条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附　則

１　この条例は、平成 24 年４月１日から施行する。

２　市長は、この条例の施行後３年を目途として、障害者に係る法制度の動向を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則（平成 25 年２月 28 日条例第３号）

この条例は、平成 25 年４月１日から施行する。

附　則（平成 28 年３月 29 日条例第 27 号）

この条例は、平成 28 年４月１日から施行する。

附　則（令和元年１２月１７日条例第 29 号）

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

MEMO

障害者虐待・差別に関する相談先

障害者虐待防止センター

八王子市福祉部障害者福祉課 ―――― TEL 042-620-7367
042-626-3111 （代表）夜間・休日
〒192-8501 八王子市元本郷町3-24-1 八王子市役所 FAX 042-623-2444
[受付時間] 8:30～17:00 [休み]土・日・祝日および年末年始

相談支援機関

● 障害者生活支援センター「ぴあ・らいふ」 ―――― TEL 042-646-4991
FAX 042-646-4876
〒192-0046 八王子市明神町4-14-1 レジディア八王子1階
[受付時間] 9:00～17:00 [休み]土・日・祝日および年末年始

● 相談支援センター「サポート南多摩」 ―――― TEL 042-682-5343
FAX 042-682-5342
〒192-0364 八王子市南大沢2-25 フォレストモール南大沢2階
[受付時間] 9:00～17:00 [休み]土・日・祝日および年末年始

● 相談支援センター「八王子地域生活支援室高尾」 ―― TEL 042-629-9088
FAX 042-629-9089
〒193-0834 八王子市東浅川町914-6 東浅川ビル1階
[受付時間] 10:00～17:30 [休み]土・日・祝日および年末年始

● 八王子市地域生活支援センター「あくせす」 ―――― TEL 042-631-1022
FAX 042-649-1276
〒192-0904 八王子市子安町3-6-7 サザンエイトビル3F
[受付時間] 10:00～18:00（第1・3日曜日 第2・4土曜日 10:00～16:00）
[休み]木・土日（上記を除く。）・祝祭日および年末年始

● 相談支援センター「待夢」 ―――― TEL 042-682-4670
FAX 042-682-4056
〒192-0362 八王子市松木48-10 グランドウール 105
[受付時間] 10:00～17:00（面談は予約制） [休み]土・祝日および年末年始

※窓口相談をご希望の方は、事前に連絡をお願いします。

※どの相談先も電話による虐待の緊急通報は24時間受付します。
市役所（042-626-3111）又は相談支援機関共通（080-4729-8284）

私と小鳥と鈴と

私が両手をひろげても、
お空はちっとも飛べないが、
飛べる小鳥は私のように、
地面を速くは走れない。

私がからだをゆすっても、
きれいな音は出ないけど、
あの鳴る鈴は私のように、
たくさんな唄は知らないよ。

鈴と、小鳥と、それから私、
みんなちがって、みんないい。

タイトルである
「みんなちがって みんないい」は、
詩人金子みすゞの詩
「私と小鳥と鈴と」の一節を
金子みすゞ著作保存会の了解を得て
引用しています。

令和２年（2020年）４月発行　第５版
発行：八王子市福祉部障害者福祉課
編集：八王子市障害者地域自立支援協議会
〒192-8501 八王子市元本郷町 3-24-1
TEL:042-620-7245　FAX:042-623-2444